
令和4(2022)年度[※] 証券取引等監視委員会の活動状況 主なポイント

令和5(2023)年6月
証券取引等監視委員会

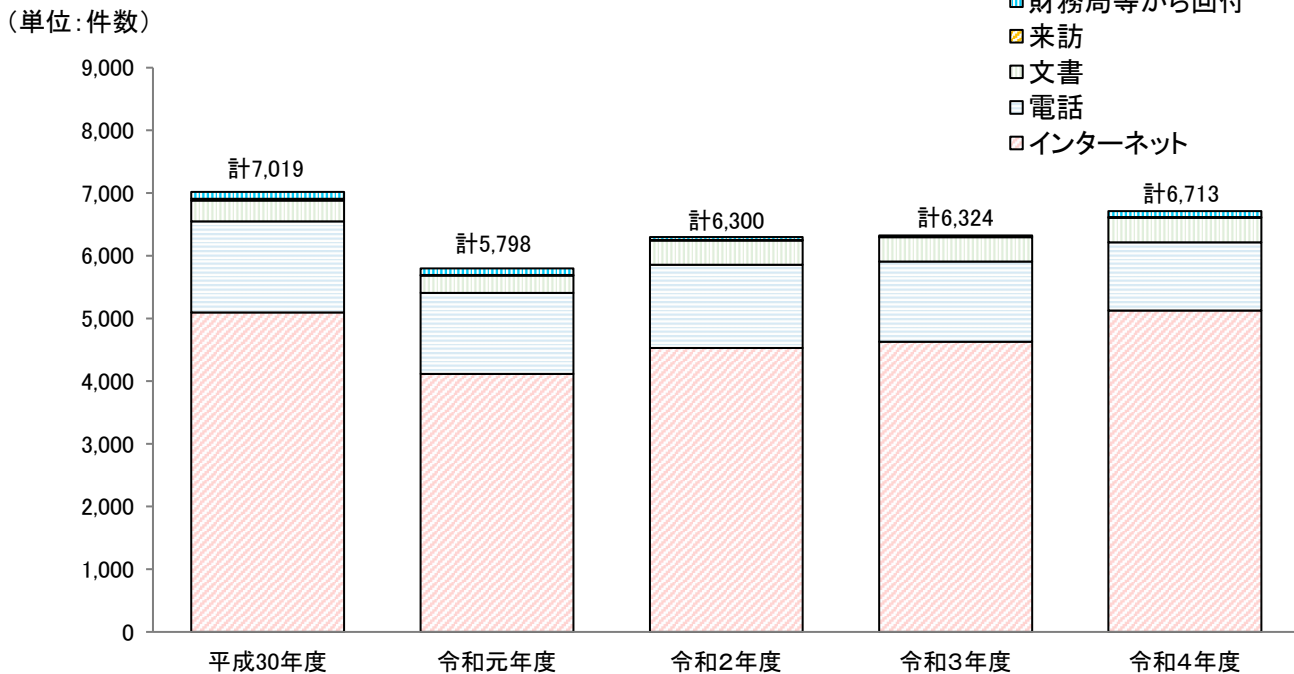


※ 令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの間(会計年度)を指す。

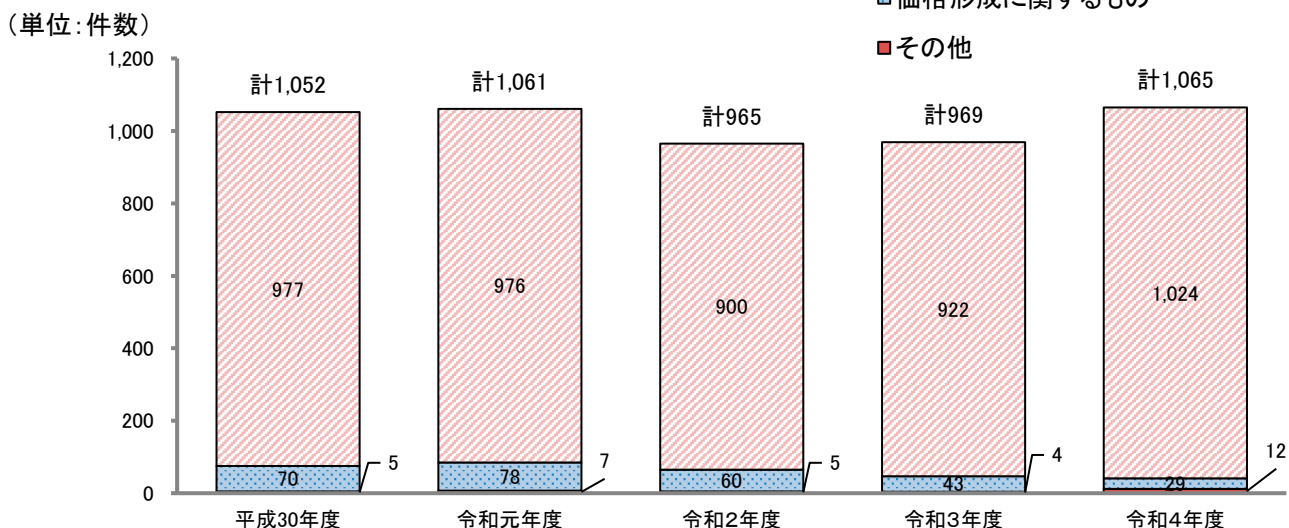
1 令和4(2022)年度の活動概要(1)

- 情報提供窓口等を通じて6,713件の情報を受け付けるなど、市場全体について幅広い情報収集を行い、こうした情報等をもとに、不公正取引の疑いのある取引等について1,065件の審査を実施した。
- 金融商品取引業者等に対するリスクベースアプローチに基づく検査を行った結果、5件の行政処分勧告に至った。
- 不公正取引(課徴金納付命令勧告14件)や開示規制違反(同7件)へ迅速に対応しつつ、重大・悪質事案への厳正な対応(告発8件)を行った。
- 令和4(2022)年12月に第11期が発足し、新体制の下、当期における「中期活動方針」を策定した。

情報受付件数



取引審査の実施件数[※]

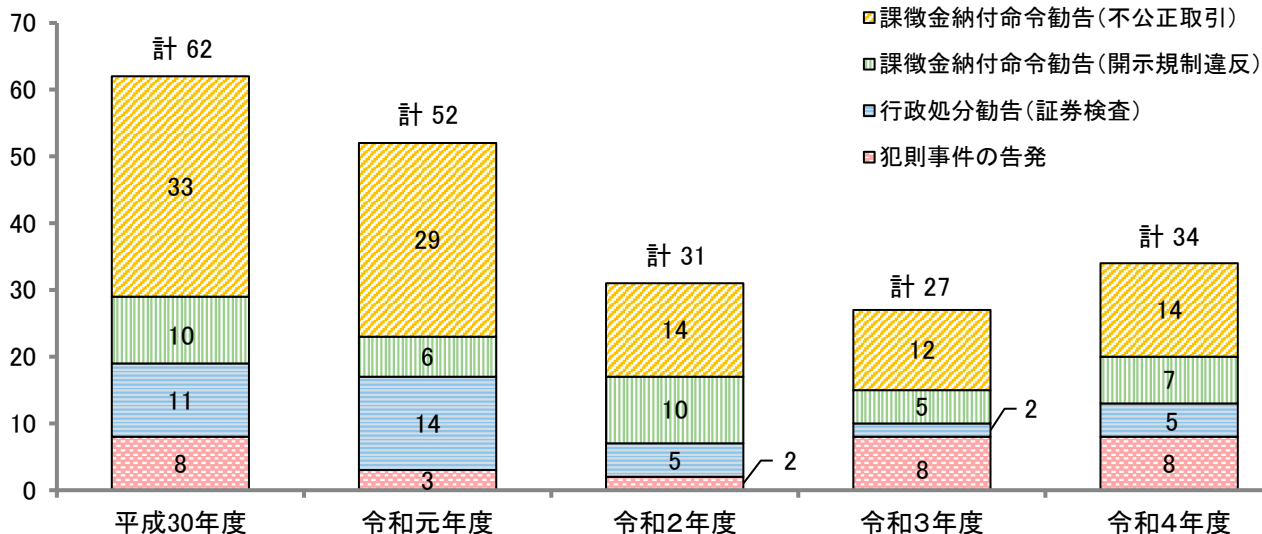


※ 情報提供窓口等から得られた情報など様々な情報をもとに証券会社や金融商品取引所等から注文データ等入手し、それをもとに不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した事案の数

1 令和4(2022)年度の活動概要(2)

勧告・告発件数

(単位:件数)

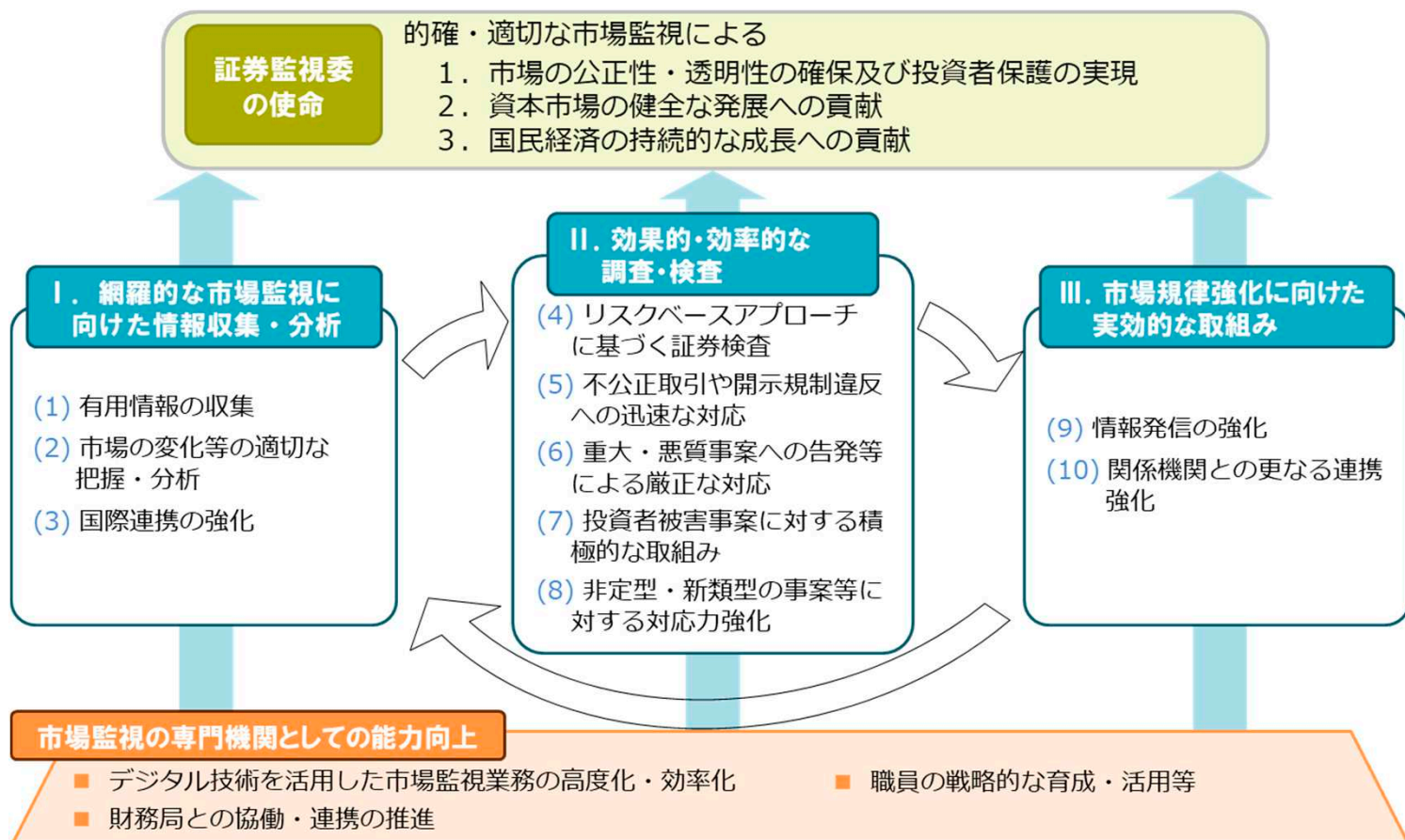


中期活動方針(第11期)

証券取引等監視委員会 中期活動方針 (第11期:2023年~2025年)

~時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために~

※令和5(2023)年1月27日策定



2 金商業者等に対する証券モニタリング（行政処分勧告）

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
 - ・ 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じた検査を実施
 - ・ 59件着手、5件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
 - ・ 「留意すべき事項(問題は顕在化していないものの改善が必要な事項)」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

主な勧告事案(証券検査)

業者名	勧告日	概要
SMBC日興証券株 (第一種金融商品 取引業)	R4.9.28	<p>【上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に買付け等を行う行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「ブロックオファー」取引(以下「BO」という。)において、10銘柄の上場株式の相場を安定させる目的をもって、違法に一連の買付け及びその申込を行った。 <p>【売買審査態勢の不備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の一連の取引が売買審査の対象となっておらず、売買審査の態勢に不備があった。 <p>【BOに係る業務運営態勢の不備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、BOの買い手顧客に対し、BOの執行日が推知可能な内容の説明を行うなど、買い手顧客による空売りを誘発するような不適切な顧客勧誘を行っていた。 ・ また、BO導入時より買い手顧客による空売りがBO銘柄の価格形成を歪める懸念を有していたにもかかわらず、適切な議論がないままBO業務を開始するなど、不適切な業務運営を行っていた。 <p>【銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、複数の法人顧客が当社と当社の親法人等である銀行との間で当該法人顧客に関する非公開情報の共有停止を求めていること等を認識しながら、当該銀行との間で当該非公開情報の受領及び伝達を行い、受領した情報を当社内で共有するなどしていた。
(株)エスコアセット マネジメント (投資運用業)	R4.6.17	<p>【投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、委託された不動産投資法人の資産の運用において、親会社等の利害関係者の不動産を当該親会社の売却希望価格で当該投資法人に取得させるため、不動産鑑定業者に対し、鑑定評価額を引き上げるための不適切な働きかけを行っていた。 ・ また、複数の不動産鑑定業者から不動産鑑定評価に係る概算額を聴取し、そのうち最も高い概算額を提示した不動産鑑定業者の鑑定報酬額が最も廉価になるよう当該不動産鑑定業者と交渉していた。

2 金商業者等に対する証券モニタリング（無登録業者等）

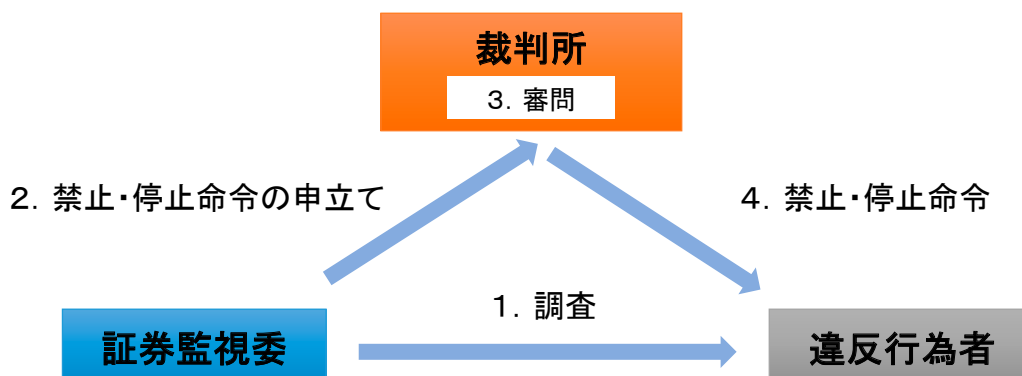
➤ 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て

- 投資者被害拡大防止のため、無登録業者等による金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出を求める申立てを実施

➤ 関係機関との連携強化

- 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

申立ての流れ



申立て事案

被申立人	申立日	概要
(株)Thousand Ventures (サウザンドベンチャーズ社) 他1名	R4.6.28 (東京地裁)	<ul style="list-style-type: none"> • 被申立人は、被申立人が主催するマネースクールの会員に対し、無登録で、ファンドの募集等の取扱い、店頭デリバティブ取引の媒介及び他社の社債の募集等の取扱いを業として行い（無登録営業）、少なくとも延べ約1,100名の一般投資家から約17億円を集めていたほか、自社の社債の発行に際し、有価証券届出書の提出をせずに社債の取得勧誘（募集）を行っていた。
Mt.light (MTL) の代表者1名	R4.12.9 (東京地裁)	<ul style="list-style-type: none"> • 被申立人は、マレーシアのラブアン島に所在するOS-Laugh Marketing Ltd.をしてMt.light (MTL) と称して日本国内の一般投資家に対し、無登録で、外国為替証拠金取引（店頭デリバティブ取引）の提供を業として行い（無登録営業）、少なくとも延べ1,950名の一般投資家から85億円超を集めていた。

3 不公正取引の調査（課徴金勧告）

➤ 内部者取引規制違反

- 勧告件数は8件
- 金融機関の職員が職務上知った情報を悪用し、内部者取引及び取引推奨を行った事案を勧告
- 情報伝達規制違反を1件、取引推奨規制違反を3件勧告
- 公開買付け等事実を重要事実とする勧告件数が多い

➤ 相場操縦規制違反

- 勧告件数は6件（うち、クロスボーダー事案は1件）
- 他人名義を含む複数の証券口座を使用し、買い板を厚くして下値を支えながら株価引上げを伴う対当売買を繰り返すことにより第三者の取引を誘引したり、国債先物オプション取引においてオプションの原資産である長期国債先物の売買で見せ玉を行うなど、相場操縦の手口は複雑化・巧妙化

主な勧告事案（不公正取引）

事案概要	勧告日 課徴金額	特徴
【相場操縦規制違反】 （概要） 個人投資家が、上場企業の株式について、株価引上げと対当売買を繰り返すなどにより相場操縦を行った。	R4.6.28 415万円	<ul style="list-style-type: none"> • 自己名義3口座及び親族名義1口座を用いて取引。
【内部者取引規制及び取引推奨規制違反】 （概要） 金融機関の職員が、職務に関し重要事実等を知り、公表前に買い付けるとともに、利益を得させる目的をもって親族に買い付けを推奨した。	R4.9.2 163万円	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関の職員による違反行為。 • 他人名義の証券口座で取引。 • 内部者取引規制違反及び取引推奨規制違反で勧告。
【取引推奨規制違反】 （概要） 上場会社の社員が、職務に関し公開買付け等事実を知り、利益を得させる目的をもって知人に買い付けを推奨した。	R4.9.9 21万円	<ul style="list-style-type: none"> • 社内規程に取引推奨規制が記載されておらず、社内研修等においても周知されていなかった。
【相場操縦規制違反】 （概要） 海外法人が、長期国債先物取引で見せ玉を用いて相場操縦を行った。	R4.6.21 4,285万円	<ul style="list-style-type: none"> • 高速取引業者のトレーダーが約定させる意図のない多数の注文を手動で発注。

4 開示規制違反の検査（課徴金勧告）

- 開示規制違反の勧告件数は7件
- 以下のような事案について勧告を実施
 - ・ 関連当事者との取引に関する注記を記載しなかった事案
 - ・ 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上等の不適正な会計処理が行われた事案
 - ・ 重要事象等※が存在するにもかかわらず、そのことを記載しなかった事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

主な勧告事案（開示規制違反）

事案概要	勧告日 課徴金額	不正な会計処理の背景・原因
【有価証券報告書等の虚偽記載等】 (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上の前倒し計上及び売上の架空計上等 ・ 当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を、「関連当事者との取引」として注記を不記載 	R4.4.26 4,605万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業が聖域化していた。 ・ 重要な業務執行について、取締役会決議を経ることなく行われる等、取締役会決議が軽視されていた。
【有価証券報告書等の虚偽記載等】 (概要) <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上等 ・ 重要事象等※が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を不記載 ・ 上記の不適正な会計処理及び重要事象等の不記載を訂正するにあたり、貸借対照表と損益計算書が整合していないなど、多くの虚偽記載のある訂正報告書等を作成 	R4.12.9 2億573万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社元会長の非現実的な売上予算の策定に固執した経営姿勢が、部下である役職員へ売上予算達成への強いプレッシャーになった。 ・ 重要事象等の記載を解消したいという強い動機を背景とし、当社元会長自らが意思決定機関を実質的に支配している会社を利用して売上を計上するなどして営業黒字化を達成した。 ・ 当社内に訂正報告書を作成できる能力等を有する人材がおらず、十分に検証しないまま、多くの虚偽記載のある訂正報告書等を提出した。

※ 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等

5 犯則事件の調査（告発）

➤ 犯則事件の告発件数は8件

- 内部者取引事件7件、相場操縦事件1件

➤ 公正・透明な市場の実現に向け、犯則調査の権限を適切に行使し、重大で悪質な不正取引等に厳正に対応

主な告発事案

事件	告発日	概要
SMBC日興証券(株)による相場操縦事件	R4.4.12	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則疑者らは、犯則疑法人(金商業者)が扱う「ブロックオファー」取引において、売買価格の基準となる取引当日の終値等が前日の終値に比して大幅に下落することを回避するため、違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った。 ※ R4.3.23 関連事件を告発。
ソフトブレイン(株)株券に係る内部者取引事件	R4.6.3	<ul style="list-style-type: none"> • 上場会社の内部監査室長を務めていた犯則疑者Aは、同社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関し知り、同事実の公表前に、犯則疑者B及び犯則疑者Dに対し、利益を得させる目的をもって、同事実を伝達し、伝達を受けた同人らが、同事実の公表前に同社株券を買付けた。また、Aは、犯則疑者C及びDそれぞれと共謀の上、同事実の公表前に同社株券を買付けた。
(株)Aiming株券に係る内部者取引事件	R4.12.6	<ul style="list-style-type: none"> • 犯則疑者A及び犯則疑者Cは、上場会社が他社と共同で進めていた新作ゲームの開発が配信開始を見込める段階まで進捗したことなどの投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実等を、それぞれの職務に関して知り、同重要事実等の公表前に同社株券を買付けた。また、Aは、利益を得させる目的をもって、その公表前に、犯則疑者Bに対し、同重要事実等を伝達し、伝達を受けたBが、その公表前に同社株券を買付けた。 ※ 犯則疑者A及び犯則疑者Bの事件と犯則疑者Cの事件について、それぞれ告発。 ※ R4.12.26 関連事件を告発。
総合メディカルホールディングス(株)株券及び(株)スペースバリューホールディングス株券に係る内部者取引事件	R5.3.3	<ul style="list-style-type: none"> • プライベート・エクイティ(PE)ファンドの運営会社に勤務していた元従業員である犯則疑者は、上場会社の株券に係る公開買付けの実施に関する事実を、その職務に関して知り、同事実の公表前に同社株券を買付けた。

6 市場監視を支えるインフラの整備(デジタル技術、人材の活用)

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進
(例) 金融機関に対する預貯金照会サービス利用開始準備(令和5年4月契約) ※
- 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用

※ 約100の金融機関が参加(令和5(2023)年3月時点)。照会・回答業務のデジタル化を通じて、金融機関・証券監視委双方の業務負担を軽減。

市場監視を支えるインフラの整備



外部専門家の活躍

(単位:人)

	令和4年4月時点	令和5年4月時点
弁護士	9	10
公認会計士	19	18
不動産鑑定士	1	2
情報処理技術者	6	7
金融実務経験者	13	14
合計	48	51

7 市場規律強化に向けた取組み

➤ 多様なチャネルを通じた情報発信

- ・ ウェブサイトや講演、寄稿など多様なチャネルを通じて、勧告事案等の意義や問題点等を発信
- ・ 違反行為等の再発防止・未然防止に向け、事例集やコラム(年次公表)を通じた注意喚起を実施

➤ 市場環境整備への積極的な貢献 → 下記建議の実施

➤ 自主規制機関等との連携

- ・ 売買審査等で日常的に連携したほか、定期的な意見交換により相互の問題意識を適時に共有

➤ 証券会社における売買管理に関する要請

- ・ 証券会社に対し、自社の売買管理態勢を自主点検し、売買管理の実効性を高めるよう要請

➤ 海外当局との連携

- ・ 証券監督者国際機構(IOSCO)において、証券規制の課題等の議論に積極的に参加したほか、IOSCO MMoU[※]に基づく情報交換により、クロスボーダー取引による違反行為に対して迅速な法執行を実施
- ・ 海外当局職員への研修の実施等により、当局間ネットワークの強化や問題意識を共有

※ IOSCO MMoU :IOSCOが策定する協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書

建議の実施

案件名	概要
合同会社による社員権の取得勧誘について (建議日:R4.6.21)	近年、事業実態が不透明な合同会社が、その業務を必ずしも把握していない多数の従業員(使用人)を通じて、多数の投資家に対し、当該合同会社の社員権に対する出資と称して、不適切な投資勧誘を行っているという外部からの相談や苦情が多数寄せられていた。そうした状況に鑑み、合同会社の業務執行社員以外の者(従業員や使用人)による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講じるよう建議を実施。

Twitterを活用した情報発信



MMoUに基づく情報交換件数の推移

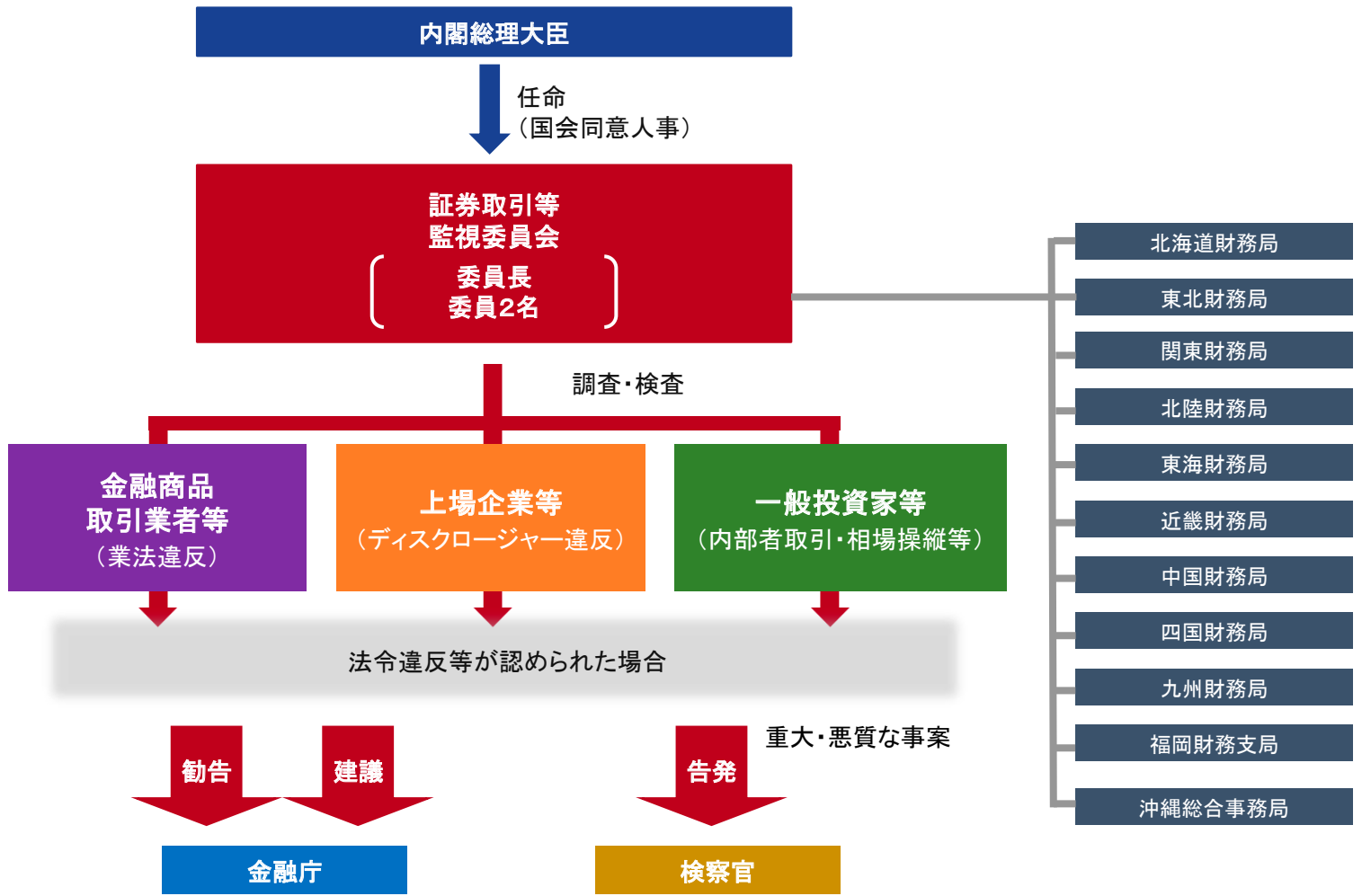
	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
海外当局からの情報受領件数	64	64	76
海外当局への情報提供依頼	32	22	20
海外当局からの自発的情報提供	32	42	56
海外当局への情報提供件数	9	8	4
海外当局からの情報提供依頼	7	6	1
海外当局への自発的情報提供	2	2	3

(※1) 当局による適格性審査のための照会(許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの)に係る情報提供は件数に含まない。

(※2) 今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、件数の変更があり得る。

参考 証券監視委の概要

組織概要



委員長及び委員



委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職(再任)。

委員長 中原 亮一

広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁検事長を経て、令和4年12月より現職。

委員 橋本 尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授を経て、令和4年12月より現職。